

## 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る行政処分実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、山口県知事が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づいて行う行政処分に関し、必要な基準等を定めることにより、行政処分の公正かつ適正な執行並びに法の目的の達成を図ることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるもののほか、法に定めるところによるものとする。

- (1) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により山口県知事から産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項の規定により山口県知事から産業廃棄物処理施設の許可を受けた施設をいう。
- (3) 行政処分 法第14条の3及び法第14条の3の2並びに法第14条の6で準用する法第14条の3及び法第14条の3の2又は法第15条の2の7及び法第15条の3の規定により、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可を取り消すこと（以下「許可取消し」という。）、並びに期間を定めてその産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は産業廃棄物処理施設の設置者に対し期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずること（以下「停止命令」という。）をいう。
- (4) 違反行為 法若しくは法に基づく処分に違反する行為をいう。
- (5) 違反行為要求等 他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けることをいう。
- (6) 欠格要件 法第14条第5項第2号イからへのいずれかの要件をいう。

### (対 象)

第3条 行政処分は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 欠格要件に該当するとき。（法第14条の3の2第1項第1号から第4号まで、法第14条の6で準用する法第14条の3の2第1項第1号から第4号まで並びに法第15条の3第1項第1号）
- (2) 欠格要件に該当しない場合であっても、違反行為を行った者のうち情状が特に重いとき、又は事業停止等の命令に従わなかったとき。（法第14条の3の2第1項第5号、法第14条の6で準用する法第14条の3の2第1項第5号並びに法第15条の3第1項第2号）
- (3) 不正の手段により産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可（許可の更新を含む。）又は事業の範囲の変更の許可を受けたとき並びに産業廃棄物処理施設の許可又は施設の変更の許可を受けたとき。（法第14条の3の2第1項第6号、法

第14条の6で準用する法第14条の3の2第1項第6号並びに法第15条の3第1項第3号)

(4) 次のいずれかの場合であって、廃棄物の適正処理の確保ができないと認められるとき。

ア 処理業者が違反行為又は違反行為要求等をしたとき。(法第14条の3第1号、法第14条の6で準用する法第14条の3第1号)

イ 処理業者の事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に適合しなくなったとき。(法第14条の3第2号、法第14条の3の2第2項、法第14条の6において準用する法第14条の3第2号、法第14条の3の2第2項)

ウ 処理業者が当該許可の条件に違反したとき。(法第14条の3第3号、法第14条の3の2第2項、法第14条の6において準用する法第14条の3第3号、法第14条の3の2第2項)

エ 産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が基準又は設置に関する計画等に適合しなくなったとき。(法第15条の2の7第1号、法第15条の3第2項)

オ 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が基準に適合しなくなったとき。  
(法第15条の2の7第2号、法第15条の3第2項)

カ 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為又は違反行為要求等をしたとき。  
(法第15条の2の7第3号)

キ 産業廃棄物処理施設の設置者が当該許可の条件に違反したとき。  
(法第15条の2の7第4号、法第15条の3第2項)

ク 特定産業廃棄物最終処分場の設置者が法第15条の2の4において読み替えて準用する法第8条の5第1項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないとき。(法第15条の3第2項)

(対象の区域)

第4条 行政処分(欠格要件に該当するに至ったときを除く。)は、県の区域内(下関市の区域内を除く。以下同じ。)で行われた違反行為を対象に行うものとする。ただし、県の区域外で行われた違反行為であって、次の各号のいずれかに該当するときも、同様の扱いとする。

(1) 違反行為又は違反行為要求等に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の排出、運搬、積替、保管又は処分のいずれかが県の区域内で行われたとき。

なお、積替、保管又は処分については未遂のときを含む。

(2) 違反行為又は違反行為要求等により、県の区域内において生活環境の保全上の支障が生じたと認められたとき。

(3) 山口県知事から産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者による違反行為が下関市の区域内で行われたとき。

(行政処分の内容)

第5条 処理業者又は産業廃棄物処理施設の設置者が、別表に掲げる法の条項に違反したとき又は該当するに至ったときは、それぞれの区分に応じて行政処分を行うものとする。

この場合において、主たる違反行為が他の都道府県等で行われた場合の処分の内容は、当該都道府県等の処分の内容を超えないものとする。

- 2 停止命令は、当該処理業者に係る産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設の使用の全部を停止させるものとする。ただし、事業又は施設の全部を停止させることで、廃棄物の適正処理の確保ができないと認められるときは、この限りでない。
- 3 違反行為又は違反行為要求等が当該違反行為又は違反行為要求等を行った者の設置する産業廃棄物処理施設と関係がない場合には、当該産業廃棄物処理施設の停止命令については適用しない。
- 4 第1項の場合において、違反事項が2以上あるときの停止命令の停止日数は、そのうちの期間が最も長いものの1倍半まで延長できるものとする。ただし、停止命令の停止日数は90日を限度とする。
- 5 別表に掲げるものの他、次の各号のいずれかに該当する場合は法第14条の3の2第1項第5号、法第14条の6で準用する法第14条の3の2第1項第5号並びに法第15条の3第1項第2号に基づき、欠格要件に該当しない場合であっても、違反行為等の情状が特に重いときとして許可取消しをすることができるものとする。
  - (1) 停止命令を受けた日から2年を経過しない者が違反行為を行い、その行為が停止命令に該当するとき。
  - (2) 処分内容が許可取消し以外の場合で、違反行為の内容が特に悪質と認められるとき、又は生活環境保全上重大な支障を生じる違反行為をしたとき。

#### (行政処分の軽減)

第6条 違反行為の原因について、行為者の責めに帰す事由がないなど、行政処分を軽減するに足りる相当の理由があるときは、前条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる当該停止日数の半数を限度として、停止命令の停止日数を軽減して行政処分を行うことができる。

- 2 行政処分の内容が許可取消しの場合の軽減については、停止命令の停止日数を90日とする。ただし、法第14条の3の2第1項、法第14条の6で準用する法第14条の3の2第1項並びに法第15条の3第1項に該当するものは許可取消しを軽減することはできないものとする。

#### (行政処分の加重)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる当該日数を加重の限度として、停止命令の停止日数を加重して行政処分を行うことができる。ただし、停止命令の停止日数は90日を限度とする。

- (1) 違反行為が大量の廃棄物の処理に係るもの等特に重大であるとき。
- (2) 生活環境の保全上支障が生じたとき又は支障が生じるおそれがあるとき。
- (3) 違反行為が特に悪質又は社会的影響が大きいと認められるとき。
- (4) その他、加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(告 発)

第8条 行政処分を行うだけでは法の目的が達成できないと認められる行為については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239号第2項規定による告発を行うものとする。

(行政処分の手続等)

第9条 処理業者に対する行政処分の手続等については、行政手続法（平成5年法律第88号）及び「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日付け循環規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）によるものとする。

(関係機関への通知)

第10条 行政処分を行ったときは、遅滞なく次の関係機関に報告又は通知するものとする。

- (1) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長
- (2) 都道府県（政令で定める市を含む。）産業廃棄物行政主管部（局）長
- (3) 各環境保健所長
- (4) 山口県警察本部生活安全部長

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月10日から施行する。
- 2 産業廃棄物処理業に係る行政処分実施要領（平成9年4月17日付け廃棄物対策第32号通知）は廃止する。

附 則

この要領は、平成16年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月20日から施行する。